

新潟市家庭系生ごみ処理器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ処理器（以下「処理器」という。）を購入して設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象となる処理器)

第2条 この要綱において補助の対象となる処理器は次の各号に定めるものをいう。

- (1) 生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器（ディスポーザー（生ごみを粉碎し、排水を公共下水道等に排除する機器をいう。）等の排水口に直接取り付ける機器を除く。以下「電動生ごみ処理機」という。）
- (2) 生ごみを土中の微生物又は微生物等資材を利用して、分解し堆肥化する器具（以下「コンポスト容器」という。）で、次に掲げる基準を満たすもの
 - イ 容量が50リットル以上であること。
 - ロ 臭気の発散、雨水の流入等を防止するためのふたを備えていること。
- (3) 生ごみにEMボカシ菌を使用することにより、分解し発酵する器具（以下「EMボカシ容器」という。）で、次に掲げる基準を満たすもの
 - イ 容量が15リットル以上であること。
 - ロ 密閉できるふた及び液肥を抜くコックを備えていること。

2 前項の処理器は、次の各号に掲げる基準を満たしているものでなければならない。

- (1) 設置方法及び使用方法等についての十分な説明書が添付され、不明な点についての問い合わせ先（製造事業者又は販売店等）が明示されており、材質が耐久性を備えているもの
- (2) 再使用品等ではなく、購入先からの保証が受けられるもの
- (3) 申請をしようとする日の属する年度内に購入及び設置するもの

(交付対象者)

第3条 この要綱に定める補助金を受けることのできる者は、自らの家庭から排出される生ごみを処理するため、処理器を購入し、設置した者で、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者であって、法人その他の団体でないもの
- (2) 新潟市税の滞納がないこと。
- (3) 購入した処理器を適切かつ安全に使用及び管理できること。
- (4) 処理器から排出された処理物を適切に利用し、若しくは環境衛生上支障のないよう

に処理できること。

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費は処理器本体の購入価格とし、補助金額等は次の表のとおりとする。

区分	補助金額等
電動生ごみ処理機	購入価格の2分の1以内の額とし、2万円を限度とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。交付は、1世帯1台限りとする。ただし、交付を受けた年度から6年を経過した場合はこの限りではない。
コンポスト容器及びEMボカシ容器	購入価格の2分の1以内の額とし、3千円を限度とする。また、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。交付は申請をしようとする日に属する年度において、コンポスト容器は1世帯1基限り、EMボカシ容器は1世帯2基までとする。

2 前項の購入価格は、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付申請書(様式第1号)を、以下の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入予定店舗からの見積書または、商品カタログ、パンフレットなど購入予定価格の確認できるもの
- (2) 前号に掲げるものによる購入予定価格の確認が難しい場合は、領収書等の写しなど購入価格の確認ができるもの
- (3) 新潟市制度用納税証明書。ただし、新潟市税の課税がある者に限る。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 前条の規定により、家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付決定通知書で交付を認められた申請者は、生ごみ処理器を購入後、設置し、事業が完了した日から1月を経過した日又は交付決定の年度の3月31日のいずれか早い日までに家庭用生ごみ処理器購入費補助金(変更交付申請書兼)実績報告書兼請求書(様式第3号)を、以下の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入し設置した処理器の領収書又は購入の事実を証する書面
- (2) 電動生ごみ処理機については製造事業者の発行する保証書の写し、コンポスト容器及びEMボカシ容器については型番・品名・製造元が分かる書類の写し

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付額の確定をするものとする。ただし、前条の請求額(変更申請額)が第6条の交付決定額と異なる額であっても、第4条の限度額を超えない場合は、前条の請求額(変更申請額)をもって交付額の確定をするものとする。

(額確定の通知)

第9条 市長は、補助金額の確定をしたときは、家庭用生ごみ処理器購入費補助金(変更交付決定兼)額確定通知書(様式第4号)により、申請者あて通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和9年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、改正後の第5条から第9条までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過処置)

2 この要綱の施行の際に現にある改正前の様式第1号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

様式第 1 号

家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付申請書

年 月 日

新潟市長

郵便番号
申請者 住所
氏名
電話

生ごみ処理器購入費補助金の交付の要件を了承のうえ、補助金の交付を受けたいので、新潟市家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり申請します。

記

購入区分	<input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機 <input type="checkbox"/> コンポスト容器 <input type="checkbox"/> EMボカシ容器
メーカー名	
商品名 (型式・処理能力)	
容量 (コンポスト・EMボカシ容器の場合のみ記入)	リットル
購入予定価格 (消費税含む)	円
補助金交付申請額	円
※ 購入予定価格は、配達料や別売りの付属品及び工事費等を含まない金額で、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払予定額です。 ※ 補助金額は購入金額の 2 分の 1、電動生ごみ処理機は 2 万円が上限で、千円未満の端数は切り捨ててください。コンポスト容器及びEMボカシ容器は 3 千円が上限で、百円未満の端数は切り捨ててください。	
購入予定店舗名	店舗名 所在地 電話
添付書類	① 購入予定店舗からの見積書または、商品カタログ、パンフレットなど購入予定価格の確認できるもの ② 新潟市制度用納税証明書 (新潟市税の課税がある者に限る)
確認事項 (該当者のみ)	<input type="checkbox"/> 新潟市税の課税がありません

過去の申請状況 (初回の場合は記入不要です。)

年 月

年 月

年 月

様式第2号

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

新潟市長 印
(担当)

家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった家庭用生ごみ処理器購入費補助金について、新潟市家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付要綱第6条の規定により交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称 家庭用生ごみ処理器購入費補助

2 交付額 円

なお、実績報告書の提出によって交付額の確定を行います。

3 補助事業の目的及び内容 申請書記載のとおり

家庭用生ごみ処理器購入費補助金（変更申請書兼）実績報告書兼請求書

年 月 日

新潟市長

郵便番号
申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付新 第 号 により交付決定のあった生ごみ処理器について、下記のとおり購入し、設置したので報告します。併せて、生ごみ処理器購入費補助金を受けたいので、新潟市家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

1 設置内容等

購入区分	<input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機 <input type="checkbox"/> コンポスト容器 <input type="checkbox"/> EMボカシ容器
購入年月日	年 月 日
設置日（事業完了日）	年 月 日
メーカー名	
商品名（型式、処理能力、容量等）	
添付書類（必ず必要です。無い場合は補助金を交付できません。）	①領収書（申請者あてのものに限ります。） ②電動生ごみ処理機は保証書の写し、コンポスト容器及びEMボカシ容器は取扱説明書の写し

2 （変更申請額）請求額

円（購入金額）円

※ 購入金額は、配達料や別売りの付属品及び工事費等を含まない金額で、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払額です。

※ 請求額は購入金額の2分の1、電動生ごみ処理機は2万円が上限で、千円未満の端数は切り捨ててください。コンポスト容器及びEMボカシ容器は3千円が上限で、百円未満の端数は切り捨ててください。

3 振り込み口座（申請者本人の口座に限ります。）

金融機関コード		支店コード	
金融機関名	銀行 農協 店（所） 信用金庫（組合）		
預金種別	普通	当座	
口座番号			
口座名義	フリガナ		
	氏名		

様式第4号

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

新潟市長 印
(担当)

家庭用生ごみ処理器購入費補助金（変更交付決定書兼）額確定通知書

年 月 日付で報告のあった家庭用生ごみ処理器購入費補助金について、新潟市家庭用生ごみ処理器購入費補助金交付要綱第9条の規定により額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 家庭用生ごみ処理器購入費補助
- 2 確 定 額 円
- 3 そ の 他 補助金の振込は 月 旬を予定しております。
(振込通知はありませんので通帳でご確認ください。)